

議員提出議案第1号

さぬき市議会の議決事件に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年7月3日

提出者	さぬき市議会議員	高嶋正朋
賛成者	さぬき市議会議員	鏡原光代
賛成者	さぬき市議会議員	多田泰宏
賛成者	さぬき市議会議員	松原壯典
賛成者	さぬき市議会議員	多田一明
賛成者	さぬき市議会議員	名倉毅
賛成者	さぬき市議会議員	真部茂
賛成者	さぬき市議会議員	松岡裕明

さぬき市議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市議会の議決事件に関する条例（平成16年さぬき市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 大串半島活性化基本構想の策定、変更又は廃止

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第2号

大串半島活性化基本構想審査特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年7月3日

提出者 さぬき市議会議員 松原 壯典

賛成者 さぬき市議会議員 鏡原 光代

賛成者 さぬき市議会議員 名倉 毅

大串半島活性化基本構想審査特別委員会の設置について

次のとおり、大串半島活性化基本構想審査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 大串半島活性化基本構想審査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第6条
- 3 目 的 大串半島活性化基本構想について審査を行うため
- 4 委員定数 19人（議長を除く全議員で構成）
- 5 調査期間 大串半島活性化基本構想の審査が完了するまで、議会の閉会
中も継続して調査を行う